

# 平成22年12月定例会報告

期 間 12月13日～12月16日

- [ 報告 ] 1件 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の報告について（報告）
- [ 条例の一部改正 ] 3件
  - 能勢町手数料徴収条例の一部を改正する条例について（原案可決）
  - 能勢町住民サービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について（原案可決）
  - 能勢町火災予防条例の一部を改正する条例について（原案可決）
- [ 条例の制定 ] 4件
  - 能勢町都市計画事務手数料条例の制定について（原案可決）
  - 能勢町優良宅地認定事務手数料条例の制定について（原案可決）
  - 能勢町宅地造成等規制事務手数料条例の制定について（原案可決）
  - 能勢町屋外広告物事務手数料条例の制定について（原案可決）
- [ 一般会計補正予算 ] 1件 平成22年度能勢町一般会計補正予算（第3号）（原案可決）
- [ 指定管理者の指定 ] 3件
  - 能勢町立老人デイサービスセンター指定管理者の指定について（原案可決）
  - 能勢町立老人憩の家指定管理者の指定について（原案可決）
  - 能勢町観光物産センター指定管理者の指定について（原案可決）
- [ 概要決定 ] 1件 土地改良事業計画の概要決定について（原案可決）
- [ 協議 ] 1件 大阪広域水道企業団を組織する市町村数の増加及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について（原案可決）
- [ 意見書 ] 1件 所得税法第56条の廃止を求める意見書について（原案可決）

## 所得税法第56条の廃止を求める意見書

自営中小業者の家族従業者は、営業だけでなく、家事・育児・介護と休む間もなく働いている。また家族従業者の40%は8時間以上の長時間労働で働いているが、しかし、どんなに働いても家族従業者の「働き分」は、税法上・所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていない。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合86万円、家族の場合は50万円に限定されている。

家族従業者の息子や娘たちは、僅か50万円の控除が所得とみなされる為、社会的・経済的にも全く自立できない現状に置かれている。交通事故にあった場合、一般の専業主婦であれば1日5,700円の補償になりますが、配偶者の従業者は専従者控除の86万円が基礎となる為1日2,700円の補償しか認められない。息子が住宅を購入したくても専従者控除の50万円が基礎となる為、住宅ローンも組めない実情がある。社会保障にも大きく影響し、老後の年金給付は低く抑えられ無年金者も多数である。

同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾をしている。世界の主要国「ドイツ・フランス・アメリカ」等では、家族従業者の労働の対価（自家労賃）を必要経費として認めている。1887年に制定された所得税法は、家父長制度のもとに世帯主が納税するものとされたが、1949年「シャウプ勧告」を受け翌年個人単位制度に変えられた。

しかし所得税法第56条は差別的に残され現在に至っている。この問題は、憲法第11条の「基本的人権」、13条の「個人の尊重」、14条の「法の下での平等」、24条の「両性の平等」、29条の「財産権」に違反する重大な問題である。さらに、家族従業者の80%は女性であり、1985年に批准した女性差別撤廃条約にも違反する。2009年7月に開かれた「国連女性差別撤廃委員会」では、日本の所得税法第56条が、家族従業者の労働の対価が税法上では事業主の所得とされているのは、女性の人権侵害として初めて取り上げられる事になった。所得税法第56条は、戦前の家制度に基づく世帯単位課税の名残りであり、戦後の個人単位課税制度とは相容れないものである。

よって本町議会は政府に対し、所得税法第56条の廃止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月16日

大阪府：能勢町議会

宛 先  
衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣